

## 第23期佐世保市農業委員会第25回総会議事録

1 開催日時 令和元年6月26日(水) 14時00分から17時25分

2 開催場所 すこやかプラザ 8階講堂

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員 なし

5 出席推進委員(17名)

江上地区	北村 憲治	皆瀬地区	山口 良行
宮地区	坂口 要	中里地区	永田 富士夫
三川内地区	中里 政義	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
早岐地区	久野 利幸	吉井地区	近藤 博
日宇地区	磯本 安男	世知原地区	岩佐 孝
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	宇久地区	菅 徳雄
大野地区	牟田 昇	江迎地区	小川 憲人
		鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(1名)

針尾地区 原 和文

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義

事務局次長 溝上 順

事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局主査 博多屋 孝昭  
事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主査 林 俊成  
事務局主任主事 牟田 雄介  
事務局主事 小宗 翔太

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第252号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第253号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第254号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について  
第255号議案 非農地証明願について  
第256号議案 非農地通知について  
第257号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第258号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第259号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について  
第260号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地転用許可不要案件の受理について  
報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第25回総会を開会いたします。  
一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。今総会はみなさまご承知のように以前から計画が持ち上がっております。この事業については、一般型太陽光発電と営農型発電事業の2本からなる計画ですが、一般型太陽光発電事業の計画地においては、農業振興地域からの除外が決定したということで、転用が可能となったものです。6月12日には委員皆様に集まっていただき、全体事業の概要説明をいたしました。そして6月14日付で転用申請等を受け付けた次第です。その後書類審査とともに同時進行で現地調査も行いました。この調査には宇久島全体にわたる計画であり地元の委員だ

けでの現地調査は非常に厳しいのではないかという懸念から川口農業委員、松永副会長、久野推進委員にご協力いただきながら事務局とともに6月17日から19日にかけて宇久に出向いていただき調査を行っていただきました。事務局職員についても協力いただいた委員の皆様も、大変なご苦勞があったかと思えます。書類等について徹夜覚悟で確認作業を行っていただいた職員の皆様、現地確認を行っていただいた地元の西尾委員、菅推進委員をはじめ、川口農業委員、松永副会長、久野推進委員、誠にありがとうございました。私からひとことお労いの言葉を申し上げたいと思えます。こういう大規模な事業については皆様それぞれの立場でいろんな意見があろうかと思えます。疑問点等をすべて洗い出していただき、その対応等を含めた中で佐世保市農業委員会としてある一定の方向付けを行いたいと考えております。スムーズに総会が進行しますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最後までしっかりとご審議くださいますよう重ねてお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副会長  ありがとうございました。それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局  はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、欠席の届も無く、全員出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により、本会が成立していることをご報告いたします。また、委員定数には関係ございませんが、針尾地区の原推進委員が欠席となっております。以上です。

副会長  ありがとうございました。それでは、③議事録署名人については、16番 赤木行秀委員、17番 松永信義委員、補充として18番 内野正実委員にお願いいたします。それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長  それでは議事に入ります。第252号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局  はい、第252号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。  
説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

お手元に配付しています「その他1違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

指導状況報告の1、2いずれも追認許可相当との県の判断があったことから、このたび顛末書を添付して転用許可申請があり、第252号議案の第4条許可申請案件の1番、並びに、次の議案となりますが第253号議案の第5条許可申請案件の1番の案件として上程しております。

さて、議案の説明に入らせていただきます。1番、柚木地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、上柚木町の2筆。地目は、登記田、現況雑種地です。面積は2筆合計2,350㎡。

転用目的は牛舎・堆肥舎で、施設は牛舎132㎡、堆肥舎460㎡、休憩所15㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内農用地で用途は農業用施設用地です。参考事項としまして、こちらは、柚木町三組公民館より北に約220mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。平成4年の事業完了以降、現在まで土砂流出等の被害は生じておらず、新たな施工もないことから、被害が生じる恐れはない。日照通風、近傍農地とは高低差があり、日照通風に係る被害が生じる恐れはない。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水ですが、いずれも処理施設としておりますが、汚水は処理施設、生活雑排水は生じないでございますので、恐れ入りますが訂正をお願いします。土地利用計画平面図添付。資金証明書に係る理由書添付。顛末書添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、鹿町地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町深江の1筆の一部。地目は、登記畑、現況は休耕地、面積は715㎡。転用目的は長屋住宅で、施設は長屋住宅2棟、木造2階建、延床面積は計800.65㎡。併用地ありで、計画全体面積は1,513.45㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR江迎鹿町駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは深江地区公民館より北西に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.18m。土留め工事をする。防護柵を設ける。日照通風、建物高を加減7.515m。近傍に農地はないため被害の恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。駐車場利用計画書添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上2件です。なお、2番の鹿町地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておりますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、先にご審議いただけたらと考えております。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2番の案件については、大宅委員が代理申請されておりますので、先に審議いたします。大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。2番、鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。6月22日に山口推進委員と譲渡人と一緒に現地を確認いたしました。周辺に農地は無く影響は少ないことから問題なしと見てきました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 鹿町地区推進委員の山口です。内野委員が言われたとおり、周りに農地は無いことから特に問題ないと思います。以上です。

議 長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

1 3 番 13番水口です。長屋住宅2棟の建設で延床面積が計800.65㎡とのことですが、もう少し詳細を教えてください。

事務局 はい、事務局です。1棟は10世帯のアパートでもう1棟が4世帯のアパートとなり、計14世帯の共同住宅となります。

議長 ほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。2番の案件に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。2番の案件については許可相当として県に進達いたします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議長 それでは、1番について地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、柚木地区。

8 番 8番小川です。1番の案件は、違反転用事案ということで連絡を受けまして5月31日に宮崎推進委員とともに現地を確認し、本人に事情聴取を行いました。本人としても法の知識が甘かった部分があり、安易に牛舎等を自主施工で建築してしまったとのことでした。県の判断としても農業用施設用地で簡易手続相当の違反事案であるとのことですから、追認やむなしと考えます。今回適正に整理を行い、本人も、ご家族も酪農経営を頑張っていくとのことですから、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。小川委員が説明されたとおりでして、地元の委員としても説明不足、確認不足もあったかと思います。追認ということで問題ないと思います。

議長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。1番の案件に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第252号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第253号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第253号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、柚木地区。こちらにつきましては先ほど先行して指導状況報告をさせていただいた案件になります。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、柚木町の1筆。地目は、登記畑、現況宅地です。面積は237㎡。転用目的は宅地。権利は使用貸借権設定です。施設は庭の一部です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、牟田公民館より南に約220mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。平成10年の事業完了以降、現在まで土砂流出等の被害は生じておらず、新たな施工もないことから、被害が生じる恐れはない。日照通風、周囲はすべて宅地化し、近傍に農地はないため、被害が生じる恐れはない。排水計画、雨水は自然流下となっております。土地利用計画平面図添付。資金証明書に係る理由書添付。顛末書添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、相浦・九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は、登記畑、現況は休耕地、面積は2筆合計257㎡。転用目的は自己用住宅建築。権利は所有権移転売買です。施設は住宅1棟、木造2階建、延床面積124.32㎡です。耕作者はなし。農地区分につきましては、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは竹辺町公民館より東に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、切土最高0.5m。土留め工事、法面保護をする。日照通風、緩衝地を設ける幅3.76m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付が済んでおります。都市計画法関係は連たん区域です。

3番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町太田の2筆。地目は、登記畑、現況は休耕です。面積は2筆合計710㎡。転用目的は、一般住宅。権利は使用貸借権設定です。施設は住宅1棟、木造平屋建、延床面積95.23㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、太田橋バス停より南西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.3m。土留め工事、法面保護する。日照通風、建物高を加減5.4m程度。排水計画は、雨水は水路放流並びに自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

4番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町飯良坂の1筆。地目は、登記田、現況休耕地です。面積は1,885㎡。転用目的は太陽光パネル設置。権利は所有権移転売買です。施設はパネル540枚、パワーコンディショナー9台で設置面積663.

17㎡、パネル間通路600㎡、新設電柱敷地144㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、えむかえ活性化施設より西に約550mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。防護柵を設ける。日照通風は、パネルの高さを加減1.5m程度。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

なお、宇久島メガソーラー事業計画に係る5番、宇久地区の案件につきましては、事業全体の計画として、別にご審議をお願いしたいと思います。

以上4件を先にご審議お願いいたします。

議長 それでは、事務局説明のとおり、5番、宇久地区の案件については、事業の全体計画として別で審議することとし、1番から4番について地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、柚木地区。

8番 8番小川です。1番の案件は、違反転用事案ということで連絡を受けまして5月31日に宮崎推進委員とともに現地を確認し、本人に事情聴取を行いました。本人の認識不足が1番の原因かと思いますが、簡易手続き相当の案件という判断を県からいただいておりますし、被害の恐れもないことから追認やむなしと思います。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。小川委員が説明されたとおり問題ないと思います。

議長 次に、2番相浦、九十九地区。

12番 12番富川です。2番の案件は、6月24日に伊賀崎推進委員と現地を確認して来ました。ここは、まわりに農地はありませんし、被害防除計画を守っていただければ問題ないものと判断しました。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 伊賀崎です。富川委員が説明されたとおり問題ないと思います。

議長 次に、3番、世知原地区。

14番 14番田中です。6月23日に岩佐推進委員と申請人と一緒に現地を確認いたしました。隣接は自己所有の農地ですので被害防除計画どおりにしていただければ問題はないかと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 世知原地区推進委員の岩佐です。田中委員が説明されたとおり問題ないと思います。

議 長 次に、4番江迎地区。

1 6 番 16番松永です。6月23日に小川推進委員と譲渡人と一緒に現地を確認いたしました。周辺への影響も無く、問題なしと見てきました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 江迎地区推進委員の小川です。昨年農業振興地域からの除外が決定した案件です。松永委員が言われたとおり、現地確認をしましたが問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、以上、1番から4番の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。1番から4番に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第253号議案の1番から4番については承認されましたので、県に進達いたします。なお、4ページの第254号議案は別で審議しますので、5ページ第255号議案非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第255号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、大和町の1筆。地目は、登記畑、現況境内地、宅地。願出の理由としては、昭和21年頃から寺院の境内地及び宅地として利用されている。参考事項としまして、こちらは、木風町入口交差点西側隣接地にあり、市街化区域で、②-1に該当します。

以上1件です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、日宇地区。

6 番 6番浦です。1番の案件については、6月23日に磯本推進委員と確認しました。事務局説明のとおりですので非農地として問題ないと判断して参りました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。



磯本委員 日宇地区推進委員の磯本です。浦委員が説明されたとおりに問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。それでは、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第255号議案について、非農地証明書を交付することといたします。次に、第256号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第256号議案非農地通知について説明いたします。

説明の前に、10ページの柚木地区の番号122番と123番については、対象地の場所等を誤っている可能性がありましたので、取下げいたします。

よって、今回の非農地通知案件は、2筆除きまして、合計で153筆、面積78,122㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 この案件につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。これらの案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第230号議案については、非農地通知を発出することといたします。次に、第257号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第257号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地指方町3筆、地目は登記、田、現況、田。面積は合計1,623㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町踊瀬9筆、地目は登記、田及び畑、現況、田及び畑。面積は合計4,224㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転

売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地鹿町町口ノ里1筆、地目は登記、畑、現況、畑。面積は合計400㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

なお、4番宇久地区の案件については、宇久島メガソーラー事業計画にかかる全体計画として、別で審議をお願いしたいと思っておりますので、1番から3番について先にご審議をお願いします。

議 長 事務局説明のとおり、4番、宇久地区の案件については、事業の全体計画として別で審議することとし、1番から3番について地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 2番川上です。6月23日に北村推進委員と現地調査に行ってきました。譲受人は、隣接地で営農をなされています。今後もきちんと営農されますので問題はありません。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 江上地区推進委員の北村です。川上委員がおっしゃるとおり問題ないと思います。

議 長 次に、2番、吉井地区。

1 3 番 13番水口です。6月24日に近藤推進委員と現地調査を行いました。一部荒廃地がございますが、調査に行った際には既に耕作再開への準備を進めておられました。今後間違いなく耕作されますので、問題ないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 地区推進委員の近藤です。只今、水口委員から説明があったとおりで特に問題はございません。

議 長 次に、3番、鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。6月22日に山口推進委員と現地調査を行いました。譲渡人は県外在住で今後の管理が難しいことから近くで営農をされている譲受人に今回所有権を移転したいとのこと。確実な営農が見込まれますので問題ありません。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 鹿町地区推進委員の山口です。内野委員から説明があったとおりで問題はございません。

議 長 ありがとうございます。それでは、1番から3番までの案件で質問がある方はいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第257号議案の1番から3番については、許可することといたします。次に、第258号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第258号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、江上地区3件、宮地区1件、三川内地区1件、中里地区2件、吉井地区1件、世知原地区1件、江迎地区2件、鹿町地区1件の計12件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、宇久地区につきましては、宇久島メガソーラー事業の全体計画になりますので、別で審議をお願いしたいと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局説明のとおり、宇久地区の案件については、事業の全体計画として別で審議することとします。宇久地区の利用権設定以外の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第258号議は、宇久地区の利用権設定以外すべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第259号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第259号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区1件、三川内地区1件、柚木地区1件で、合計3件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第259号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。  
次に、第260号議案「農用地利用配分計画(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第260号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区4件、三川内地区1件、柚木地区1件、鹿町地区1件で、合計7件計画されています。  
こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第259号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。  
なお、柚木地区、6番について、補足説明いたします。  
借り手につきましては、新規の農地所有適格法人設立となります。  
農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に掲げる要件を満たした法人であり、その要件を満たした法人が農地所有適格法人と認められ、農地の取得、貸し借りが可能となります。  
その要件とは、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④業務執行役員要件といった4つの要件であり、当該法人に関しましては、この4つの要件を満たしていることを確認しており、農地法上、農地所有適格法人として問題ないことをご報告いたします。  
当議案である農用地利用集積計画が承認されると同時に、農地所有適格法人として「法人設立届出書」を受理する予定です。  
以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第260号議案について、すべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

続きまして、宇久島メガソーラー事業計画にかかる案件の審議に移りたいと思います。

まず先に「営農型太陽光発電事業」に関連いたします、第254号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)と第257号議案農地法第3条の規定による許可申請の4番宇久地区、第258号議案農用地利用集積計画(案)の利用権設定の宇久地区について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、事務局です。まず、本日、配付しています、資料についてご説明します。

1枚目が、今回許可を受ける必要がある農地と農地以外の併用地を色分けした図面です。2枚目が、島全体のパネル配置イメージです。3枚目から6枚目がパネル配置の詳細図面です。7枚目が営農型のパネル及び架台の図面です。8枚目から9枚目が一般型のパネル及び架台の図面です。10枚目が交直変換所の配置図になります。審議にあたっては、これらを参考にご覧いただければと思います。

それでは、全体の説明に入ります。

今回の「営農型太陽光発電事業」については、土地所有者の農地を発電事業者が借りて一部に支柱を立てて太陽光発電事業を行います。支柱とつながる空中部分には、発電事業者がパネルを設置します。土地の耕作部分は営農を行う一般法人が所有者から借受けて牧草を栽培します。

なお、議案説明の前に、今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告5農地法第18条第6項による通知についてを、先にご報告させていただきます。23ページをお開きください。

報告5農地法第18条第6項による通知について、農地法第18条に基づく利用権の合意解約について、宇久地区28件受理しております。以上、報告いたします。

それでは、支柱部分等の転用にかかる第254号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について、ご説明いたします。

借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、宇久町の1, 210筆。地目は登記、田、畑、山林等、現況、田、畑、採草放牧地。転用面積は1, 210筆合計871, 451. 66㎡のうち8, 676. 45㎡、転用目的は営農型太陽光発電事業。権利は賃借権設定、10年間です。施設は、太陽光パネル支柱46, 636本、支柱面積1本あたり0. 1963㎡で合計9, 155㎡、変電設備3台、PCS1, 345台、鉄塔2基、併用地あり、耕作部分を含む敷地全体面積は1, 011, 586.57㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地及び白地です。参考事項としまして、計画地は寺島を除く宇久町全域に混在しております。被害防除計画の内容としましては、造成計画、現状のまま利用する。日照通風、隣接農地への通路を確保する。排水計画、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付、土地利用計画平面図、立面図添付。下部における営農計画書添付。営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及び根拠データ添付。知見を有する者の意見書添付。支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意を証する書面添付。農地復元計画書添付。融資予定証明書、事業経費積算書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保市農業経営改善計画認定書写し添付。佐世保市長の意見書添付予定となっておりますが、こちらは農用地における一時転用について、佐世保市長に対し意見照会

をしたものの回答で、令和元年6月20日付で意見回答がなされています。回答の内容としましては、「一時転用後、転用者が意見照会文書に記載している復元計画を遵守して農地の現状に復元されるのであれば、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断します」となっています。農地復元計画書の内容としましては、太陽電池モジュール及び架台等、太陽光発電設備の撤去。撤去後、耕起等の作業を行い整地のうえ農地として復元する。以上です。

農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電施設を設置する場合には、支柱部分について、農地法上の転用許可が必要となることから今回申請がなされており、この場合の発電設備については、当該施設の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可の対象として可否を判断することとなります。

許可申請に要する書類として、営農型発電設備の設計図、下部の農地における営農計画書、営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、必要な知見を有する者の意見書、営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面の提出が必要です。

今回、事業者からは、もちろん前述の書類が提出されておりまして、通常の一時的転用許可にかかる許可基準のほか、平成30年5月15日付の農林水産省農村振興局長通知、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」にて、転用許可権者の確認事項等が明記されております。

この確認事項といたしましては、1つ目に申請に係る転用期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立てるものであること。今案件では、耕作する法人が認定農業者として、佐世保市において農業経営改善計画が令和元年6月14日付で認定されておりますので、一時転用の許可期間が10年となります。

2つ目に、簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

3つ目に、下部の農地における営農の適切な継続が確実であること。

4つ目に、パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保った設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

5つ目に、位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

6つ目に、支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

7つ目に、事業計画において、発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあることが許可権者の確認事項とされています。

今案件につきましては、書類等の確認を行い不相当とは言えないものと判断いたしましてお

ります。

なお、この一時転用許可に付ける条件としては、1、下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。2、下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。3、下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。4、下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。5、下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。が通知により明記されておりますので、そのまま許可条件として付すよう意見として長崎県に進達したいと考えています。

なお、営農計画の詳細につきましては、第258号議案農用地利用集積計画(案)の説明と併せて行います。

つぎに、空中部分の権利設定にかかる第257号議案農地法第3条の規定による許可申請の4番宇久地区についてご説明いたします。設定人、被設定人は別紙記載のとおりです。

農地に、営農型の太陽光パネルを設置するため、地表2mから地表8mの範囲の空間に賃借権を設定するものです。この権利の設定の許可基準は、その権利の設定に係る農地等及びその周辺農地等に係る営農条件に支障が生じるおそれがなく、かつ、その権利の設定に係る農地等をその権利の設定にかかる目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可できるものとされています。

なお、このようなその他の権利設定につきましては、農地法第3条第2項のただし書きによって、通常の農地法第3条の許可条件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積、地域との調和要件等に関係なく、権利設定ができることとなっております。

今回の農地法第3条による権利設定については、先に説明した第254号議案1番の許可が前提となることから、長崎県知事による農地法第5条(一時転用)の許可日と同日付での許可となることを申し添えます。

最後に、耕作部分の賃借にかかる第258号議案農用地利用集積計画(案)解除条件の利用権設定についてご説明いたします。氏名並びに権利の内容等は記載のとおりです。

営農計画についてですが、借受人は新規で営農を開始されます。パネル下部で作付される作物はイタリアングラス。作付面積は862,775.21㎡です。農業機械についてはトラクターやディスクモア等を借り入れにて導入予定。農業従事者は5名。繁忙期には臨時雇用にて作業者を確保する。生産物は、飼料販売会社に対し一括販売を行う予定です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件については、菅推進委員の関連となります。菅推進委員は一時退席願います。

～菅推進委員退席～

議長 それでは、この現地調査を担当した委員の調査結果をお願いいたします。

7 番 7番川口です。今案件については、大規模な転用計画で地元委員だけの現地調査が困難であることから事務局からの要請を受け、6月17日から19日に松永副会長、久野推進委員、事務局と一緒に地区を分けて現地確認を行いました。

私は、主に島の東部を調査いたしましたが、営農型発電予定地でありながら、現在、荒廃農地が見受けられました。今後耕作を再開するだけでも苦勞すると思いますが、その上に営農型発電を行う計画ですので、不安な面もあるかと思えます。許可となれば、許可後の営農状況をしっかりと確認していく必要があると感じました。

また、太陽光パネルに降り注いだ雨が一気に流れ出たときに、土砂等の流出につながらないのかという点が懸念されるのではないかと思います。

1 5 番 15番西尾です。私は島の南西部を確認しました。営農型発電予定地の割合が多い区域になりますが、圃場整備が約8割終了している場所です。

パネル配置図を見ながら現地を確認しましたが、被害防除の観点から雨水の流出が一番心配され、その対策が不安視されます。

また、営農型の支柱構造等で詳細が分からない点がござります。ほんとに簡易な構造で容易に撤去できるのか、塗料についても詳細な記載がなく農地に悪影響はないのか不安です。

以上のことから、被害防除計画について、より詳細な確認が必要だと思いました。

1 7 番 17番松永です。私は島の北西部を中心に確認したわけですがけれども、現在耕作中の農地に支柱を立てることで、農作業の効率が非常に悪くなくなりました。計画上は可能となっておりますが、実際に作業を行った結果計画通りの収量が確保できないとなった場合は、すぐに改善方策を考えてもらい、実行していただくしかないと思います。

いずれにせよ、事業者としてはかなりの努力が必要と感じました。

議長 担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 推進委員の久野です。私は島の南部を見てきました。山林地帯が多く、一部に営農型発電施設の計画地がありました。傾斜があり、段々畑で、非常に狭い農地についても計画されている箇所があります。パネルがどのように配置されるのかわからない部分もありました。農作業の方法にしても、台風対策等についても、本当に大丈夫なのかという思いで見えてきました。

また、川口委員が言われたように、現在荒れている農地にて営農型で耕作を再開される農地が何カ所かあります。営農の継続が可能なのか心配な面もありました。以上です。

事務局 はい、事務局です。現地確認の中で委員のみなさんからご指摘いただいた内容については、すでに事業者伝えております。その中で、水の流れについてですが、「雨水の処理は自然流下を基本としている。必要に応じて土留め工事を行い土砂流出を防止する。」という回答をいただいております。山林化しているような土地での営農については、「土壌改良をしっかりと行うこと



によって耕作できる農地にする」とのことでした。また、段々畑でのパネル設置について、「下の段から支える支柱を上の方の支柱より長くし、パネルがフラットになるようにして段々畑を跨いで設置する。そのときの支柱の長さは5.337mが最長。」ということです。以上です。

議長 それでは、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

6番 6番浦です。パネルを置くことによる排水の問題が一番心配だと思います。全国的にも豪雨等による被害が出ていますし、パネルが設置された農地の下部に耕作地があった場合、大量の水が流れ出る可能性があると思います。その辺の対策について確認したいと思います。

事務局 はい、事務局です。想定される範囲での雨水対策は講じられる予定です。

12番 12番富川です。太陽光パネルが上部に設置され、支柱が5.7m間隔で設置される予定となっておりますが、みなさん言われていますように、トラクター等大型機械での作業は非常に難しいのではないかなと思いますがいかがですか。

事務局 はい、事務局です。この件につきましては、事業者と半年前くらいから何度も協議しております。機械だけですべての作業を行うことはもちろん不可能であり、特に収穫時において、機械が入らない支柱周辺等は人力で行うとのこと確認しております。

坂口委員 宮地区の坂口です。一時転用申請に添付されている支柱を含む営農型発電設備の撤去について設置者が費用を負担することを基本として、とありますが、万が一、会社が倒産した場合はどのような対応となりますか。

事務局 はい、事務局です。審査段階では、倒産を想定しておりません。あくまで事業者負担で撤去していただくことを書面で確認することとなっております。

1番 1番有馬です。一時転用の期間は10年間となっておりますが、仮に許可した場合、10年経過後はどのようになるのでしょうか。また利用権設定については35年間となっておりますが、この年数の違いを教えてください。

事務局 はい、事務局です。今議案については、発電事業者が設置する支柱部分の第5条一時転用と、同じ発電事業者が空中部分に権利設定を行う第3条の許可申請の期間が10年間です。

また、営農法人が借り受ける耕作部分の利用権設定が35年間となっており、発電事業と関係なく長い期間借り受けて耕作されます。

一時転用の許可は通常3年間の設定で3年ごとの更新となりますが、下部の農地を耕作する者が認定農業者として認定を受けるなど、条件を満たせば最大10年間まで設定できることとなっております。今回の営農法人が経営改善計画の認定を受けられているため、10年間での申請をなされています。仮に許可となり、10年間営農型発電事業を行われる中で、毎年の収量

報告等で条件をクリアされていったときに、さらに10年間更新をしたいということで、許可期間内に再度申請がなされれば、その時点で再度審議し、可否を判断することとなります。

- 3 番 3番阿波です。営農型発電ということで、いろんな制約というか条件があると思います。私が一番気になる条件として平均単収の8割をクリアしなければならないことがあると思います。計画が妥当と判断できる詳細を教えてください。

事務局 はい、事務局です。平成30年8月31日付農林水産省が出している「営農型発電設備の実務用Q&A」に、下部の農地における営農の適切な継続が確実とは、具体的にどのように判断するのか？との問いに対し、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合は認められないとの回答がございます。

これを簡単に言い換えると、地域平均単収の8割を維持しないといけないとなります。

今回の案件については、一時転用許可申請書の添付書類として営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への見込み書が提出されております。

その中で、今回作付予定のイタリアンライグラスについては、九州大学農学部の教授による分析結果をもとに計画書が作成されており、パネル下の収量は宇久島平均単収と比較し、およそ1割の減少になるだろうとの見込を立てておられます。

今後は毎年収量報告書を提出すること、また、報告内容については必要な知見を有する者の確認を受けることとなっており、下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合などは、必要な改善措置を迅速に講ずることとなっておりますので、利用状況調査等において注意深く見守っていくこととなります。

- 1 5 番 15番西尾です。営農見込み書において日射量等については十分考慮し設計されているようですが、イタリアンライグラスという作物は、時期を逃すと芽が出ません。冬時期の降雨量が少ない中で通常の農地でも各農家さんご苦労されています。これがパネル下となるとさらに難しいと思いますが、計画上問題はないのでしょうか。

事務局 はい、事務局です。営農型パネル下部での農作業は大変だということは事業者も認識されています。今後営農をやっていく中で想定通りに行かないことも多々あると思います。

なお、作付予定の作物がイタリアンライグラスということで、通常は畜産農家が自家消費というか、牛の飼料として作付けされるもので、そのまま商品として販売するのが稀なのかなと感じております。そういった事情はありますが、今回の営農計画については、県北振興局や市農業畜産課の営農担当や畜産担当にも内容を見ていただいて、再三指摘等しながら最終的により現実的な計画となっております。

また、今回の事業者は、佐世保市の農業経営改善計画の認定を受けられて、認定農業者となっているのですが、この改善計画の審議には、市の農業畜産課や県北振興局の営農担当、農業協同組合の担当等も参加しております。また、認定を受けるにあたって農業委員会にも意見照会がなされました。計画上では十分達成できる内容となっておりますので、計画自体に異議はなしと回答しました。ただし、以下の意見を付しております。

計画を実現するためには、法人自身の経営努力はもちろんですが、島内住民の理解と農業者との相互協力が不可欠と考えます。また、今後の効率的かつ安定的な農業経営を行うためには、関係機関との連携・協力が不可欠です。各関係機関においては、当該法人における5年後の計画を見据えた中で、国県市等の各施策を有効活用し、経営規模の拡大が図られるよう、定期的な点検と検証を行い、的確な指導・助言を重点的に行うよう要望します。さらに、当該法人が将来にわたって地域農業の担い手として安定的かつ計画的に人材を確保していく必要があることから、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保が行われるよう、必要な指導・助言を行うよう要望します。

このように、法人自身にも是非頑張っていたきたいですし、そのためには、住民の理解と農業者との相互協力が欠かせない。また、関係機関との連携・協力さらには定期的な点検と検証を行い、必要な指導・助言を行うよう要望しております。

地元の農業委員、推進委員におかれましても、注意深く見守っていただきたいと考えております。以上です。

議長 この事業については、不安な面も多々あるかと思えます。ただ、申請書等に記載されている内容からすれば、不相当とは言える根拠もなく、妥当と言わざるを得ない状況かと思えます。

計画実現のためには、法人の経営努力が不可欠であると思えますし、現在耕作されている農業者の意志を尊重していただくとともに、地域の営農環境を損なわないよう十分配慮し、宇久島の農業の将来に大いに貢献していただければと思います。

ほかに質問等ございませんか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。営農型発電事業にかかる第254号議案、第257号議案、第258号議案につきましては、賛成・反対、それぞれ決を採りたいと思います。まず、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (17名挙手)

議長 つぎに反対の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手なし)

議長 ありがとうございます。賛成17名、反対0名でした。

第254号議案一時転用については、許可に付ける条件として、1、下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。2、下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。3、下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な

日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。4、下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。5、下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。以上が通知により明記されておりますので、そのまま許可条件として付すよう意見として長崎県に進達したいと考えています。また、さまざまな意見をいただきました。これにつきましては、取りまとめのうえ、農業委員会の意見として、県に送付することとします。内容につきましては、私に一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

農業委員 (異議なし)

議長 よって第254号議案は承認されましたので、県に進達いたします。

第257号議案農地法第3条の規定による許可申請の4番宇久地区は、許可することといたします。許可日につきましては、第254号議案の長崎県知事による許可日と同日付けとなります。

第258号議案農用地利用集積計画の利用権設定について、承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、宇久島メガソーラー事業計画にかかる案件の「一般型太陽光発電事業」にかかる第253号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番、宇久地区について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第253号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番、宇久地区について説明いたします。

5番、宇久地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町の2, 240筆。地目は、登記田、畑、山林等、現況田、畑、採草放牧地です。面積は2, 240筆合計1, 312, 430. 44㎡。転用目的は太陽光発電事業。権利は地上権設定、35年間です。施設は太陽光パネル1, 275, 782枚で設置面積2, 144, 615㎡、PCS300台、設置面積20, 250㎡、HVDC(交直変換所)敷地面積9, 597㎡、鉄塔35基、敷地面積28, 000㎡、林地開発上の残置森林23, 992㎡。耕作者あり。農地区分は、第1種農地、第2種農地です。なお、第1種農地での農地転用は原則不許可となっておりますが、議案に記載のとおり、不許可の例外規定、隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で農地を供することが必要であり、第1種農地の面積割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地が5分の1を超えないものに該当しています。参考事項としまして、計画地は宇久町の全域に混在しております。被害防除計画の内容としては、造成計画は、パネル設置箇所については現状のまま利用する、鉄塔設置箇所については、盛土最高0. 5m、切土最高0. 5m。しがら柵等による土砂流出防止及び草地化による流出係数の低減を行う、交直変換所については、盛土最高1. 8m、切土最高4. 4m。フェンス及び擁壁を設ける。日照通風は近接農地への通路を確保する。排水計画は、雨水は自然流下、側溝排水、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。造成計画縦横断面図添付。実測図添付。融資予定

証明、事業経費積算書添付。法人登記簿、定款添付。再生可能エネルギー発電事業関係書類添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域及び都市計画区域外です。

議 長 この案件については、菅推進委員の関連となります。菅推進委員は引き続き退席のまま審議を行います。

議 長 それでは、この現地調査を担当した委員の調査結果をお願いいたします。

7 番 7番川口です。この一般型太陽光発電事業も大規模な転用計画で地元委員だけの現地調査が困難であることから事務局からの要請を受け、6月17日から19日に松永副会長、久野推進委員、事務局と一緒に地区を分けて現地確認を行いました。

私は島の東部を中心に調査しましたが、比較的使いやすそうな農地が今回の転用申請により一般型パネルが設置されることとなります。非常にもったいないというのが第一印象でした。

計画どおりの施工が行われれば、特に問題もないように思われるため、転用についてはやむを得ないものと思いました。

1 7 番 17番松永です。私は島の北西部を確認しました。

比較的営農型発電予定地が多い地域であり、一般型パネルの箇所はそう多くない地域です。ただ、やはり雨水の影響が気になりました。想定できる範囲の防除計画はなされておりますが、想定を超えるような事態が万が一発生した場合についても、すぐに対応していただくことが重要であろうと思います。

一般型に限らず、営農型も一緒ですがパネル設置箇所のすぐ近くには、現在耕作中の農地もございます。営農者に迷惑がかからないよう、影響を必要最小限に止めていただくよう意見を付すことで、転用やむなしと思えます。

1 5 番 15番西尾です。私は島の南西部を確認しました。営農型発電予定地が多い地域ですが、一般型パネルを設置する箇所は、どうしても雨水の影響が気になります。また、畜産業を営む者からすれば、どうしてもパネルに囲まれたりすると、人体や家畜に少なからず影響があるのではないかと心配です。計画地の一部には、海拔が低く水没する可能性がある箇所もありました。

また、皆さん心配していますが、一般型パネルが敷き詰められてしまうと、やはり雨水の流れが変わると思います。これから先、想定できないような災害が起こる可能性も否定できません。今後も引き続き地域住民への説明を徹底して行っていただくことや、佐世保市・事業者・地元自治会等の三者で協定を結び、今後の対応について協議することを条件として付していただければ、許可相当としても致し方ないのかなと思います。

議 長 担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 推進委員の久野です。私が確認したのは島の南部ですが、一団の広がりの中でパネルを設置しない農地もあり、飛び地になる場所があります。そういった農地への進入に影響がないの

かとか、やはりみなさん言われている雨水の影響等が心配な箇所が見受けられました。

事前に近隣営農者等と十分協議を行ったうえで事業を進めていただくことが非常に大事ではないかと思います。

事務局 事務局です。現地調査の中で浮き彫りになった問題点については、事業者には指摘をしておきまして、概ね対応策等の回答をいただいておりますし、すでに対応済の部分もございまして。現在営農されている農地への進入路の件や雨水対策、水没の恐れがある箇所等、個別に被害が生じないように、また、営農地に影響が無いように対応するとのことでした。

議長 それでは、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

15番 15番西尾です。パネルが設置されることで、現在耕作されている農地が全方向囲まれてしまう箇所が発生します。また両サイドから挟まれてしまう箇所もございまして。そういう農地については、耕作者の同意を取っていただくことが重要だと思います。

また、仮に許可となると、工事に伴い大型車両が行き来するようになります。牛舎近辺を工事車両が通ると牛に少なからず影響が出てきます。牛に限らずとも、地元で生活していくなかではいろんな影響が出てくると思います。工事前、工事期間、工事終了後と、その都度地元住民へ十分な説明を行っていただき、不安な点等については真摯に対応していただきたいと思っております。

事務局 事務局です。隣接地にかかる同意関係ですが、全体的な説明会であるとか、地区ごとに代表者に対する説明など、概略説明等は何度も行われております。ただ、実際耕作されている農地の隣接地にどのような配置でパネルが設置されますよというような具体的な内容をすべての人に十分説明できているのかという点については、疑問が残るかと思っております。

そういったことから、事業者としても今後引き続き個別説明等を十分に行ってまいります。また、問題があればすぐに解決に向け対応していきたいということで、「当社事業が近隣に影響を及ぼす場合の対応について」という文書が提出されております。記載された内容を読み上げます。当社が佐世保市宇久町において行う太陽光発電事業において、被害防除の観点から建設工事には格段の注意と配慮を行うものとし、また建設工事期間中に近隣の住民や営農者の生活や活動に支障が生じないように十分に配慮し、また建設工事完了後に、近隣の住民や営農者の生活や活動に支障が生じた場合は、当事者に対して問題の解決まで誠実・誠意を持って対応することを表明し保証致します。とのことですので。この文書により、適切に対応していただきたいと思っておりますし、許可となれば、事務局としても地元農業委員・推進委員とともに工事の進捗ごとに問題がないかを見守っていく必要があると考えています。

議長 ほかに質問等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 では、採決に入ります。この案件につきましても、賛成・反対、それぞれ決を採りたいと思います。第253号議案の5番につきまして、まず、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (17名挙手)

議 長 つぎに反対の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手なし)

議 長 ありがとうございます。賛成17名、反対0名でした。この件につきましてもさまざまな意見をいただきました。特に地元である西尾委員からの意見にもありましたが、佐世保市・事業者・地元自治会の三者にて協定を結んでいただき、今後の全体対事業の進捗等についての対応協議を行っていただきたいと考えております。そういう内容も取り入れながら、ほかの意見についても取りまとめのうえ、農業委員会の意見として、県に送付することとします。内容につきましては、私に一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

農業委員 (異議なし)

議 長 よって第253号議案5番は承認されましたので、県に進達いたします。菅推進委員は、入室し着席してください。

～菅推進委員着席～

議 長 次に、報告事項に移ります。報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。  
三川内地区1件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告についてご説明いたします。

令和元年5月10日及び同月14日付局長専決事項として、大野地区1件、相浦・九十九地区1件の計2件受理しております。以上、ご報告いたします。

- 議 長 報告3 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告3 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。  
令和元年5月17日、同月23日及び6月14日事務局受付として、日宇地区1件、相浦・九十九地区1件、世知原地区2件の計4件受理しております。以上、ご報告いたします。
- 議 長 報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。  
裁判所から、日宇地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、それぞれ調査内容回答に記載のとおり回答しております。  
以上報告いたします。
- 議 長 報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。  
議案の中でも説明いたしましたが、農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、宇久地区28件受理しております。以上、報告いたします。
- 議 長 報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。  
農用地利用集積・配分計画について、宮地区1件、柚木地区2件、鹿町地区1件での解約通知を受理しております。以上報告いたします。
- 議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。
- 事 務 局 **【違反転用事案報告について】**
- 議 長 ありがとうございます。それでは、本日の総会を終了したいと思いますので、副会長からご挨拶をお願いします。
- 副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これもちまして、第25回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。